

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術

期間：令和5年1月～令和5年12月

院内掲示をする手術等

・ 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術	0 件	エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件			

・ 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0 件	カ	角膜移植術	0 件
イ	水頭症手術等	0 件	キ	肝切除術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件	ク	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件			

・ 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件	ケ	内反足手術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件	コ	食道切除再建術等	0 件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件	ク	同種死体腎移植術等	0 件
エ	母指化手術等	0 件			

・ 区分4に分類される手術

0 件

・ その他の区分に分類される

人工関節置換術	68 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	2 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術	0 件
急性心筋梗塞に対するもの	0 件
不安定狭心症に対するもの	0 件
その他のもの	0 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
経皮的冠動脈ステント留置術	0 件
急性心筋梗塞に対するもの	0 件
不安定狭心症に対するもの	0 件
その他のもの	0 件